

廿日市市不動産公売の手続き

1 公売の方法

公売は、公売財産の売却区分番号ごとに行います。（令和7年12月8日公売公告の売却区分番号は「1」のみです。）

入札書及び必要書類の提出方法は、郵送（「一般書留」又は「簡易書留」で、期間内必着）に限ります。

2 公売保証金の提供方法及び提供期限

公売保証金は、指定口座に振り込む方法により、公売公告の「公売保証金提供期間」終了までに提供してください。提供確認後、領収証書を郵送します。指定口座への提供が期限までに確認できない場合、入札は無効となります。 提供期限は入札期間の終了日時とは異なりますので、注意してください。

（1）留意事項

- ア 1区分（売却区分番号）ごとに振り込んでください。（令和7年12月8日公売公告の売却区分番号は「1」のみです。）
- イ 振込手数料は振込人（入札者）負担となります。
- ウ 振込人は入札者に限ります。入札者以外の名義で振り込んだ場合は、入札が無効となります。
- エ 分割納付はできません。
- オ 公売保証金の振込後は、振込の取消又は変更はできません。

（2）指定口座

指定口座は、市から電子メールで連絡します。つきましては、下記の「ア 廿日市市不動産公売用のメールアドレス」に、「イ 電子メールの送信内容（公売保証金の振込先について）」を記載のうえ送信してください。送信日から2開庁日以内に、送信されたメールアドレス宛に指定口座を記載した電子メールを返信します。

送信日から公売保証金提供期間終了までに十分な期間がない場合や、送信後2開庁日を過ぎても返信がない場合は、廿日市市役所税制収納課に電話で連絡（0829-30-9112）してください。

電子メールによる連絡が困難な場合は、郵送等による連絡を検討します。郵送に要する期間を考慮し、早めに電話で連絡してください。

ア 廿日市市不動産公売用のメールアドレス

koubai-zeisei@city.hatsukaichi.lg.jp

イ 電子メールの送信内容（公売保証金の振込先について）

件名：不動産公売 公売保証金の振込先について

本文：①入札者名（法人の場合は法人名及び代表者名）

例）株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

②入札者の住所又は所在地

例）〒〇〇〇一〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇 1-1 1-1

③公売保証金を提供する売却区分番号

例）1 ※令和7年12月8日公告の公売は、売却区分番号「1」のみです。

④担当者名（法人の場合のみ。担当者の役職・氏名を記載してください。）

※共同で入札する場合は、その旨と共同入札代表者（法人の場合は役職・氏名も）を記載してください。

⑤電話番号 〇〇〇一〇〇〇〇一〇〇〇〇

※平日9時から17時までに連絡がつく電話番号を記載してください。

⑥提供予定日 令和8年2月〇〇日

ウ 留意事項

(ア) 「ア 廿日市市不動産公売用のメールアドレス」は、令和8年1月19日(月)から、公売が終了するまでの間に限り使用可能です。また、公売保証金振込口座の送信、入札者への入札結果のお知らせ及び開札後の買受人との連絡手段にのみ使用します。公売に関する質問等は電子メールではなく、電話で連絡してください。

(イ) 電子メール送信後、提供日を変更する場合や、提供を中止（＝公売参加中止）する場合は、必ずその旨を、電子メールで送信し、廿日市市税制収納課に電話で連絡（0829-30-9112）してください。

3 必要書類の提出期限及び提出方法

次の必要書類について、公売公告の「入札期間」に、「郵送（「一般書留」又は「簡易書留」）により提出してください。なお、「入札期間」内に必要書類の提出が確認できない場合、通信日付等に関わりなく、入札は無効となります。送付に要する日数を見込んだうえで、入札期間内に送達されるよう郵送してください。

必要書類は、郵送用封筒（「**郵送用封筒への貼付用紙**（様式7）」を貼付した任意の封筒（角形2号等））に封入のうえ、郵送してください。

また、書類を郵送後、郵送した日の翌開庁日17時までに、「2(2)ア 廿日市市不動産公売用のメールアドレス」に、(2)の「電子メールの送信内容（書類の送付について）」を記載のうえ送信してください。

(1) 必要書類

ア 入札書 (様式 1-1 又は様式 1-2)

入札書提出用封筒（「**入札書提出用封筒への貼付用紙**（様式 2）」を貼付した任意の封筒（長形 3 号等））に封入のうえ、提出してください。

「**入札書**」の次順位買受申込みの有無の欄のいずれかに、必ず☑してください。

なお、入札書の記載に当たって、字体は鮮明に記載し、記載に誤りがあったときは訂正したり、抹消したりせず、新たな入札書を作成してください。入札書に記載もれ、訂正、抹消等の不備がある場合は入札を取り消します。

一度提出された入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しすることはできません。

また、同一人が、同一の売却区分について、2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

イ 陳述書 (様式 3-1 又は様式 3-2)

暴力団員等に該当しない旨の陳述をする必要がありますので、陳述書を作成し、入札書と併せて提出してください。

暴力団員等とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者」をいいます。

なお、陳述書の提出がない場合や記載内容に不備がある場合は、入札が無効となります。

また、陳述書は入札を行う「売却区分番号」ごとに作成してください。

(ア) 入札者又は自己の計算において入札を行わせる者が法人の場合は、「**入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項**（様式 3-3）」及び「**商業登記簿謄本（全部事項証明書）**」の原本を陳述書と併せて提出してください。

(イ) 入札者又は自己の計算において入札を行わせる者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合は、その許認可等を受けたことを証明する書面（「**宅地建物取引業の免許証**」又は「**債権管理回収業の許可証**」）の写しを陳述書と併せて提出してください。

(ウ) 自己の計算において入札等をさせようとする者の場合は、必要に応じて「**自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項**（様式 3-4）」及び「**自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項**（様式 3-5）」を陳述書と併せて提出してください。

「自己の計算において入札等をさせようとする者」とは、入札者等に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。

ウ 公売保証金振込通知書兼返還請求書 (様式 4)

公売保証金振込通知書の太い枠内を必ず記載するとともに、振込みを依頼した金融機関から交付された「振込金受領書（原本）」を、公売保証金振込通知書の

所定の位置に貼付してください。インターネットによる振込みのため「振込金受取書（又は振込受付書）」がない場合には、振込時間、振込依頼人、振込先口座、振込金額等がわかる画面を印刷したものを貼付してください。

- エ **共同入札代表者の届出書**（様式5）（共同入札により入札を行う場合のみ）
オ **委任状**（様式6）（共同入札により入札を行う場合又は代理人が入札手続きを行う場合のみ）

（2）電子メールの送信内容（書類の送付について）

件名：不動産公売 書類の送付について
本文：①入札者名（法人の場合は法人名及び代表者名）
例）株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
②発送日 令和8年2月〇〇日
③書留の「お問い合わせ番号」 〇〇〇-〇〇 〇〇〇〇〇-〇
④電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
※平日9時から17時までに連絡がつく電話番号を記載してください。
⑤公売保証金を提供する売却区分番号
例）1 ※令和7年12月8日公告の公売は、売却区分番号「1」のみです。

4 開札

開札は、所定の日時に、公売事務を担当していない本市職員が立ち会って開札します。入札者が立会いを希望する場合は、開札日の前々日までに税制収納課に電話で連絡（0829-30-9112）してください。会場の場所や受付開始時間等は電子メールでお知らせします。なお、次の点にご注意ください。

- （1）会場の都合により、希望者全員が立会いできない場合があります。また、事前連絡がない場合の立会いや、事前連絡があっても、開札時間を過ぎて入場することができない場合があります。
- （2）立会いは入札者本人又は代理人（1名に限ります。「**委任状**（様式6）」が必要です。）に限ります。
- （3）立会いする人は、本人確認ができるもの（運転免許証等の顔写真付きのもの）を持参してください。

5 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定

（1）最高価申込者

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに行い、決定後、速やかに通知し、電子メールにより連絡します。

（2）次順位買受申込者

次順位買受申込者への売却決定は、最高価申込者への売却決定を取り消したとき等（最高価申込者が買受代金納付期限までに買受代金を納付しなかったとき等）に

限り行います。なお、7に記載のとおり、公売保証金の返還は最高価申込者が買受代金を納付した後に行います。

次順位買受申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに行い、決定後、速やかに通知し、電子メールにより連絡します。

なお、公売公告の「開札日時」以降、開札作業が終了次第、前記のとおり連絡しますので、入札者又は共同入札代表者（代理人による入札の場合は代理人）は、電子メールを受信できるようにしてください。

6 追加入札の留意事項

- (1) 追加入札の入札価額は、追加入札の基団となった入札価額以上としなければなりません。
- (2) 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合又は追加入札の価額その基団となった入札価額に満たない場合には、国税徴収法第108条《公売実施の適正化のための措置》の規定が適用され、公売保証金は返還をせず、その事実があった後2年間、公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は入札等をさせない場合があります。

7 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、「公売保証金振込通知書兼返還請求書（様式4）」に記載された金融機関に振り込む方法により返還します。

次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後に、「公売保証金振込通知書兼返還請求書（様式4）」に記載された金融機関に振り込む方法により返還します（国税徴収法第108条第3項に該当する場合を除く。）。

公売保証金の返還は、開札終了後（次順位買受申込者が納付した公売保証金は最高価申込者が買受代金を納付した後）、1か月程度かかる場合があります。

なお、買受代金の納付がない場合の公売保証金は公売に係る徴収金へ充当し、公売実施適正化措置の提供がある場合の公売保証金は地方団体へ帰属するため、返還しません。

8 売却決定の通知の方法

売却決定の通知は、売却決定の日時に電子メール及び電話で行います。

9 買受代金の納付及び権利移転の時期

- (1) 買受人は売却決定を受けた後、公売公告の「買受代金納付期限」までに買受代金から公売保証金を控除した金額を、「2(2)」で指定した口座に着金するよう納付してください。納付期限までに指定口座への着金が確認できない場合、売却決定を取

り消して、公売保証金を返還できないほか、国税徴収法第108条第1項の規定により、その事実（正当な理由なく、買受代金の納付期限までに代金を納付しなかつた場合等）があった後2年間公売への参加が制限される場合があります。

なお、振込みに当たっては、「2(1)」に記載の留意事項を確認してください。

また、代金納付（所有権移転について法令の規定等により許可等を要するものは、関係機関の許可等のあったとき）後に生じた財産のき損、盗難、焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。

10 権利移転手続

権利移転の登記を請求することのできる財産（不動産等）は、買受人の請求により執行機関（廿日市市）が関係機関に対し、その登記の嘱託を行うこととなりますので、買受人は下記の必要書類を添付のうえ、速やかに当局に対して、権利移転の登記の請求を行ってください。

なお、所有権移転について、農地法その他法令の規定等により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、所有権移転手続に際して、その証明書等を提出してください。

【必要書類】

- (1) 所有権移転登記請求書
- (2) 「登録免許税領収証書」（3万円以下のときは印紙）
- (3) 登記識別情報の通知に関する確認書
- (4) 買受人が個人の場合には「住民票の写し（個人番号の記載がないもの）」
買受人が法人の場合には「商業登記簿に係る登記事項証明書」
- (5) 所有権移転登記の嘱託書を郵送する場合の郵送料等
- (6) 農地法その他法令の規定等による証明書等（必要な場合）

11 買受申込み等の取消し

換価に付した財産について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、国税通則法第105条第1項ただし書（不服申立てがあった場合の処分の制限）その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があったときは、その停止している間は、その最高価申込者等又は買受人は、その入札等又は買受けを取り消すことができます。

12 公売の中止

公売財産に係る徴収金の完納の事実が証明されたとき等、公売を中止する場合があります。